

1

2

3

4

5

6

大東文化大學教職員組合規約

目次

7		
8		
9	第一章 総則	1
10	第二章 目的	1
11	第三章 権利・義務	2
12	第四章 加入及び脱退	3
13	第五章 機関及び役員	3
14	第六章 選挙	9
15	第七章 選挙管理委員会	9
16	第八章 会計	10
17	第九章 賞罰	11
18	第十章 付則	12
19	組合慶弔見舞金規定	13
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		

大東文化大学教職員組合規約

第一章 総則

第一条 (名称)

この組合は大東文化大学教職員組合と称する。

第二条 (組合員・非組合員の範囲)

この組合は大東文化大学（附属機関を含む）教職員並びに本学に生活の基礎をもつ者及び本組合の総会において承認を得たる者をもって組織する。但し、次の各号の一に該当するものを除く。

1 理事の職にあるもの。

2 部長以上の職にあるもの、その他学校の利益を代表するもの。

3 学部長の職にあるもの。

第三条 (所在地)

この組合の事務所を東京都板橋区高島平一の九の一 大東文化大学内に置く。

第二章 目的

第四条 (目的)

この組合は組合員の緊密な結束と強固な実践力によつて組合員の経済的地位の向上、学内の民主化の促進、教学の充実を計ることをもつて目的とする。

第五条 (事業)

この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 組合員の経済、生活、身分の維持改善に関すること。
- 2 組合員及びその家族の文化、教養、厚生及び福利等の諸施設の設置運営。
- 3 教学の充実を計るための改善及び推進。
- 4 同じ目的を持つている他の団体との連携及び協力に関すること。
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業。

第三章 権利・義務

第六条 (選挙権)

組合員は役員の選挙権及び被選挙権を有し、組合の総会に於いて意思を發表し、決議に参加する権利がある。

第七条 (権利の平等)

組合員は組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

第八条 (資格の無差別)

組合員は何人も、いかなる場合においても、人種、国籍、性別、門地、信条又は

81 身分によって、組合員たる資格を奪われない。

82 第九条 (義務)

83 組合員は規定組合費を毎月納入し、組合規約並びに決議を尊重し、それを厳守す
84 る義務がある。

85 86 第四章 加入及び脱退

87 第十条 (加入の手続)

88 第二条の規定により本組合に加入しようとする者は申込書に組合費一ヶ月分を
89 添えて執行委員長に申し込み、執行委員会に於いて審議承認し、総会に報告、決
90 定をうるものとする。

91 第十一条 (脱退の手続き)

92 組合員が本組合を脱退しようとするときは、その旨、書面をもって執行委員長に
93 届け出るものとする。

94 95 第五章 機関及び役員

96 第十二条 (機関の種類)

97 この組合に次の機関を置く。

98 1 総会

99 2 代議員会

100 3 執行委員会

101 第十三条 (総会の招集)

102 総会はこの組合の最高決議機関で、毎年一回、執行委員長がこれを招集する。但
103 し、執行委員長が必要であると認めるとき又は組合員の三分の一以上の要求があ
104 ったときは、執行委員長は臨時総会を招集しなければならない。

105 第十四条 (総会の付議事項)

106 総会は次の事項を審議し、決定する。

107 1 活動方針に関すること。

108 2 役員の選挙に関すること。

109 3 組合規約の改廃に関すること。

110 4 予算の決定及び決算の承認に関すること。

111 5 組合費に関すること。

112 6 組合員の加入に関すること。

113 7 他団体への加盟及び脱退に関すること。

114 8 争議行為の開始及び終結に関すること。

115 9 組合員の賞罰に関すること。

116 10 その他執行委員会及び代議員会が必要と認めたこと。

117 第十五条 (総会付議事項の無記名投票)

118 総会は組合員の二分の一以上の出席で成立し、その議事は出席組合員の過半数の

- 119 同意を得て決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。
- 120 但し前条第二、三、七、八号については組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。
- 121
- 122 第十六条（総会の委任代理の条件）
- 123 総会における委任代理は原則として出席者一名につき他二名の委任代理を有効と認める。但し直接無記名投票においては委任代理を認めない。
- 124
- 125 第十七条（代議員会の招集）
- 126 代議員会は総会に次ぐ決議機関で各職場を単位として選出された代議員によってこれを構成する。代議員会は執行委員長が必要と認めるとき、及び代議員の三分の一以上の要求があったとき、執行委員長がこれを招集する。
- 127
- 128
- 129 第十八条（代議員会の成立・議決と議決権の委任）
- 130 1 代議員会は全代議員の二分の一以上の出席によって成立し、その議事は出席代議員の過半数の同意を得て決定する。
- 131
- 132 2 代議員がやむをえない理由で代議員会に出席できない場合には、その議決権の行使を他の一名の代議員に委任することができる。
- 133
- 134
- 135 第十九条（代議員会の付議事項）
- 136 代議員会は左の事項を審議決定する。
- 137 1 総会の議案提出に関すること。
- 138 2 総会の決議に基づく組合活動の具体的な細部に関すること。
- 139 3 各職場の情報、要求、及び苦情の処理に関すること。
- 140 4 執行委員会に対する要求及び助力に関すること。
- 141 5 その他、緊急を要する組合活動に関すること。
- 142 第二十条（代議員の任務）
- 143 代議員は各職場の意思を代表し、かつ執行委員会に助言及び助力を行う。代議員は原則として執行委員を兼任しない。
- 144 第二十一条（代議員の選出比率）
- 145 代議員の選出比率は原則として各職場につき一名とする。
- 146
- 147 第二十二条（代議員の任期）
- 148 代議員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。補欠で就任したものの任期は前任者の残任期間とする。
- 149
- 150 第二十三条（執行委員会の任務と招集）
- 151 執行委員会は組合の日常活動を統轄し、且つ総会及び代議員会の決定事項を執行する。執行委員会は第十四条及び第十五条の規定により選挙された執行委員によって組織され、執行委員長は月一回以上これを招集する。但し、執行委員の過半数の要求があったときは、執行委員長はこれを招集しなければならない。執行委員会は執行委員会構成員の三分の二以上の出席で成立する。ただし、出席執行委員一名につき一人分の委任状を有効とする。直接無記名投票においては委任代理を認めない。
- 152
- 153
- 154
- 155
- 156

157 第二十四条（役員の種類）

158 この組合は次の役員をおく。

- 159 1 執行委員長 一名
- 160 2 副執行委員長 二名
- 161 3 書記長 一名
- 162 4 書記次長 二名
- 163 5 会計監査 二名

164 なお、このほかに執行委員を必要に応じて選出し、1～4の役員とあわせて最大
165 二十名まで選出することができる。

166 第二十五条（執行委員長の任務）

167 執行委員長は組合を代表し、組合の運営を統轄して一切の責任に任ずる。

168 第二十六条（副執行委員長の任務）

169 副執行委員長は執行委員長を補佐して執行委員長に事故があるときはその職務
170 を代行する。

171 第二十七条（書記長その他の役員の任務）

172 書記長その他の役員は左の業務を分担する。

- 173 1 書記長は主として組合の日常活動を促進し、公文書の作成、保管及び公印の保管
174 の責に任ずる。
- 175 2 書記次長は書記長を補佐して書記長に事故があるときはその業務を代行する。
- 176 3 執行委員は組合の日常活動を促進し、且つ専門部の業務を分担する。
- 177 4 会計監査は組合の会計業務及び取引金融機関の収支状況を年一回以上、あるいは
178 必要に応じてこれを監査する。

179 第二十八条（役員の任期）

180 役員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。補充で就任したものの任期
181 は前任者の残任期間とする。

182 第二十九条（専門部の種類）

183 執行委員会に次の専門部を置く。

- 184 1 総務部
- 185 2 経理部
- 186 3 調査部
- 187 4 情報宣伝部
- 188 5 厚生部
- 189 6 その他必要と認める専門部

190 第三十条（各専門部長の嘱任）

191 各専門部長は執行委員長が任命し総務部長は書記次長がこれを兼ねる。

192 第三十一条（各専門部員の嘱任）

193 各専門部には部長嘱任の部員若干名を置くことができる。

194 第三十二条（専門部の会議参加）

195 各専門部長は執行委員の要請がある場合、執行委員会及び代議員会に出席するこ
196 とができる。

197

198 第六章 選挙

199 第二十三条（総会議長）

200 総会議長は代議員会が推薦する二名以上の候補者のなかから、総会の出席組合員
201 が直接無記名投票でこれを選挙する。但し組合役員は議長候補者になることがで
202 きない。

203 第二十四条（代議員会議長）

204 代議員会議長は代議員会の開催に当って、出席代議員の互選によってこれを選出
205 する。

206 第二十五条（代議員）

207 代議員は十名を単位とする職場において直接無記名投票でこれを選挙する。

208 第二十六条（組合役員）

209 組合役員の選挙は原則として立候補制とする。立候補者がいない場合、各職場の直
210 接無記名投票により推薦候補者を選出し、これを選挙管理委員会に届け出るもの
211 とする。各職場の推薦候補者の選出比率は第二十一条に準ずる。また、推薦候補
212 者の届け出は役員選挙の行われる総会に先立つ七日前とする。

213

214

215 第七章 選挙管理委員会

216 第二十七条（設立の義務）

217 組合役員の選挙を行うときは、選挙管理委員会を設けなければならない。

218 第二十八条（構成）

219 選挙管理委員会は総会で選出された委員五名で構成し、委員の互選により委員長
220 を選出し、委員長は委員のなかから書記一名を委嘱する。

221 第二十九条（任務）

222 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- 223 1 選挙人名簿の調整と管理
- 224 2 選挙の公示
- 225 3 立候補者の受付と発表
- 226 4 投票及び開票立会人の指名
- 227 5 選挙運動及び投票の監視
- 228 6 当選の確認と発表
- 229 7 その他選挙管理に必要なこと

230 第四十条（任期）

231 選挙管理委員の任期は年度末の総会から次年度初めの総会までとする。

232

233 第八章 会計

234 第四十一条（組合費）

- 235 1 専任職員（事務職員及び教育職員）の組合費の月額は組合員の俸給月額の〇・六
236 パーセントとする。但し百円未満については切り捨てるものとする。
237 2 非専任職員（助教等の任期制職員も含む）の組合費は月額三〇〇円とする。
238 3 年俸制特任教員の組合費は以下の通りとする。

239 特任教授 ……二六〇〇円

240 特任準教授 ……一九〇〇円

241 特任講師 ……一六〇〇円

242 4 休職中の組合員の組合費は1、または2で定めた金額の五十パーセントとする。

243 第四十二条（組合の経費）

244 組合の経費は組合費その他の収入をもってこれに当てる。

245 第四十三条（会計年度）

246 組合の会計年度は毎年九月一日より翌年八月三十一日までとする。

247 第四十四条（会計報告）

248 組合のすべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す
249 会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人により正
250 確であることの証明書とともに、年度末あるいは年度当初の総会に提出、その承
251 認を得なければならない。

252 第九章 賞 罰

254 第四十五条（功労表彰と罰則）

255 組合員で組合に大きな貢献のあった者は、総会の決議によってこれを表彰するこ
256 とができる。組合員で次の各項に該当したときは総会の決議によって除名、解任
257 又は権利を停止することができる。

258 1 組合決議に違反したとき

259 2 組合の規約に違反したもの

260 3 理由なく組合費を三ヶ月以上滞納したもの

261 4 その他執行委員会を除名、解任又は権利停止の必要を認めたもの

262 第十章 付 則

264 第四十六条（細則制定・改正の手續）

265 この組合の規約の実施に必要な細則はこれを別に定める。細則の制定・改正は代
266 議員会の決議を経てこれを行い次期総会に報告し承認を得る。

267 第四十七条（本規約の発効）

268 この改正は一九七二年六月十二日より施行する。

269 この改正は一九七四年六月二十五日より施行する。

270 この改正は一九七九年十月一日より施行する。

271	この改正は一九八四年六月十七日より施行する。
272	この改正は一九八六年十一月二十五日より施行する。
273	この改正は一九八八年五月三十日より施行する。
274	この改正は一九九三年十一月十六日より施行する。
275	この改正は一九九七年十一月十七日より施行する。
276	この改正は二〇〇二年十一月二十五日より施行する。
277	この改正は二〇〇三年十一月十日より施行する。
278	この改正は二〇〇五年二月一日より施行する。
279	この改正は二〇〇六年十一月十四日より施行する。
280	この改正は二〇一一年十一月二十八日より施行する。
281	
282	
283	
284	
285	
286	
287	
288	
289	
290	
291	
292	
293	
294	
295	
296	
297	
298	
299	
300	
301	
302	
303	
304	
305	
306	
307	
308	

大東文化大学教職員組合慶弔見舞金等規定

309	
310	
311	第一条 本組合員に次の各項に該当する事項が生じた場合付記の通り慶弔する。
312	但し非専任職員（規約第四十一条第一項に該当しない者）は（ ）内の金額と
313	する。
314	1 結婚 三〇,〇〇〇円（二〇,〇〇〇円）
315	2 出産 二〇,〇〇〇円（一〇,〇〇〇円）
316	3 死亡（本人） 八〇,〇〇〇円（四〇,〇〇〇円）
317	（配偶者） 四〇,〇〇〇円（二〇,〇〇〇円）
318	（一親等内血族） 二〇,〇〇〇円（一〇,〇〇〇円）
319	第二条 本組合員に次の各項に該当する事項が生じた場合付記の通り見舞いする。
320	但し非専任職員（規約第四十一条第一項に該当しない者）は（ ）内の金額と
321	する。
322	1 一ヶ月以上病欠勤務の場合 二〇,〇〇〇円（一〇,〇〇〇円）
323	2 三ヶ月以上病欠勤務の場合 三〇,〇〇〇円（二〇,〇〇〇円）
324	3 火災等災害被災の場合 四〇,〇〇〇円（二〇,〇〇〇円）
325	第三条 本組合員が退職によって組合を脱退する場合、勤続年数（組合員であった期間）
326	に応じ、次の金額に相当する退職記念品を贈呈する。
327	但し、アルバイト職員に関しては一律一〇,〇〇〇円とし、その他の非専任職員
328	は（ ）内の金額とする。
329	1 勤続年数三年以上五年未満 二〇,〇〇〇円（一〇,〇〇〇円）
330	2 勤続年数五年以上十年未満 五〇,〇〇〇円（三〇,〇〇〇円、ただし、
331	アルバイト職員は一〇,〇〇〇円）
332	3 勤続年数十年以上 一〇〇,〇〇〇円（五〇,〇〇〇円、ただし、
333	アルバイト職員は一〇,〇〇〇円）
334	
335	
336	付記
337	この規定は一九七九年四月一日より施行する。
338	この規定は一九八八年四月一日より施行する。
339	この規定は一九九六年二月一日より施行する。
340	この規定は一九九七年十一月十七日より施行する。
341	この規定は二〇〇五年二月一日より施行する。
342	この規定は二〇一一年一月二八日より施行する。
343	
344	
345	

346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365